（加入者等記号・番号等の利用制限等）

第三十七条の四　法第四十五条第一項の文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～三　［略］

四　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第一条に規定する医療情報基盤・診療報酬審査支払機構をいう。第三十九条の二において同じ。）

五～十三　［略］

2　［略］

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等に委託する事務等）

第三十九条の二　［略］

2・3　［略］

4　事業団は、法第四十七条の三第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合には、第一条第一項の規定による異動報告書（同項第一号又は第三号に係るものに限る。）若しくは第一条の五第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出を受け、又は施行令第十一条第一項若しくは第二項の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該異動報告書若しくは申請書又は申出に係る加入者及び被扶養者の資格に係る情報を、電磁的方法により、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

5　［略］

（保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知）

第五十三条　［略］

2　［略］

3　平成二十八年改正政令附則第四条第一項の規定の適用を受けている学校法人等に使用される短時間加入者（同項に規定する短時間加入者をいう。）に係る第一項の規定の適用については、同項第三号中「負担するもの」とあるのは、「負担するもの及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（令和八年政令第二百七十二号）第三条に規定する保険料調整額等」とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（加入者等記号・番号等の利用制限等）

第三十七条の四　法第四十五条第一項の文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～三　［同上］

四　社会保険診療報酬支払基金（社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第一条に規定する社会保険診療報酬支払基金をいう。第三十九条の二において同じ。）

五～十三　［同上］

2　［同上］

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第三十九条の二　［同上］

2・3　［同上］

4　事業団は、法第四十七条の三第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合には、第一条第一項の規定による異動報告書（同項第一号又は第三号に係るものに限る。）若しくは第一条の五第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出を受け、又は施行令第十一条第一項若しくは第二項の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該異動報告書若しくは申請書又は申出に係る加入者及び被扶養者の資格に係る情報を、電磁的方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

5　［同上］

（保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知）

第五十三条　［同上］

2　［同上］

［項を加える。］

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百四十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康増進支援薬局の基準等）	（健康増進支援薬局の基準等）
第十条の四　（略）	**第十条の四**　（略）
2　法第六条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める機関（以下この条及び別表第一において「健康増進支援薬局連携機関」という。）は、次のとおりとする。	2　法第六条の四第一項第二号の厚生労働省令で定める機関（以下この条において「健康増進支援薬局連携機関」という。）は、次のとおりとする。
一～五　（略）	一～五　（略）